

第1回復興推進チーム 議事録（要点メモ）

日時	平成28年10月7日(金) 15:00～16:30
場所	市役所本庁舎4階 議員控室
参加者	赤坂憲雄議長（復興アドバイザー） 藤田幸一委員（直轄理事）、長塚仁一委員（復興企画部長） 菅原道義委員（建設部長）、安部克己委員（小高区役所長）

【はじめに】

事務局：次第に基づき、進行したい。

まず、本会議の設置経緯、目的について申し上げますと、本年9月1日に市長の指名したメンバーによる復興推進チームが設置された。これは、市内鹿島区や原町区と比較して20km圏内、特に小高区の沿岸部における土地の活用が遅々として進まない現状から、「沿岸部の土地活用方針（案）」の策定を検討する目的で設置されたものである。

本チームで検討・策定した案については、南相馬市長を本部長とする「南相馬市災害復興推進本部会議」に諮り決定されることを想定している。

なお、「沿岸部のイメージ」や「具体的な活用の仕方」についても、活用方針（案）に例示として盛り込むため、各地区の実情に応じて、並行して検討・協議されたい。

事務局：（別紙1「名簿」により構成員の紹介）

事務局：概ね3回程度の会合を以て、活用方針（案）を策定する想定である。各会合間にメールでの文言調整や意見交換などを行い、詰めていきたい。なお、復興推進チームの議長は、復興アドバイザーの赤坂先生に内諾頂いているが、宜しいか。

構成員：異議なし。

赤坂議長：それでは議長の任に就かせて頂く。

【防災集団移転元地の現況について】

赤坂議長：次第に従い、「防災集団移転元地の現況」について、事務局より説明頂きたい。

事務局：鹿島区及び原町区の20km圏外については、買い取り対象面積に対する買収面積として、買収率は約95%となっている。その多くはほ場整備事業の区域に編入され、換地集約が図られている。20km圏内については、79.4hが買収済みであり、買収率は約85%となっている。

特に、20km圏内の移転元地は小区画であり、ほ場整備事業が広く計画されていないこともあり、跡地利用が定まっていなかった土地が多く残存している。

なお、跡地利用が定まっていなかったそれぞれの土地については、事前に各構成員に

は現地をご覧頂いた。

藤田理事：口頭で説明があった情報についても、次回以降資料に記載するようにしてほしい。

事務局：承知した。

【防集移転元地の活用に係る制度、他自治体の事例等について】

赤坂議長：続いて「防集移転元地の活用に係る制度」等について、事務局より説明頂きたい。

事務局：(別紙3「防集移転元地の活用に関する事例集」を基に説明)

復興庁を始め、国としても防災集団移転促進事業で買い取りを行った土地の跡地利用が課題であることは認識している。各事例については、各事例で活用された特例や国の補助金等が記載されているので、参考資料としてご覧頂きたい。

(別紙4「仙台市事例」を基に説明)

仙台市では、一定程度まとまった跡地の情報を公表し、跡地利用のアイデアを公募している。公募で出されたアイデアを基に、当該アイデアを実現する意向のある事業者を別途募り、条件等精査の上で民間活力による活用を図っていく予定である。

【検討の流れ、活用検討(叩き台)について】

赤坂議長：それでは「活用方針」の叩き台について、事務局より説明頂きたい。

事務局：(別紙5「防集移転元地の活用方針(叩き台)」を基に説明)

いくつか制度上の前提等はあるが、大きな方針の柱としては「地域の復旧・復興に資すること」「民間活力の活用を積極的に推進すること」「地域の声や歴史を踏まえるようにすること」としている。

また、およそ1,000㎡未満であり、地形などから活用が困難な土地については、別項目として隣接地権者や地元で活動する団体等からの売却提案などを積極的に受け付けることとした。

長塚部長：「民間による自由な発想」「新たな取り組み」「地域の歴史を踏まえる」等の記載については、どのような想いで盛り込んだものか。

事務局：これらの記載については、事前に構成員の皆様と現地を確認させて頂いた際に出たご意見などを基に、まずは叩き台ということで総花的な記載としている。

赤坂議長：土地の集約、とはどのような規模で可能だと考えているのか。

事務局：土地の集約はいくつかの手法で実現可能である。例えば、原町区や鹿島区の沿岸部で進めている太陽光発電事業用地については、散在する市有地を土地改良事業の中で換地集約することで確保した。このように、土地改良事業に編入することで大規模な集約は可能であるが、20km圏内については土地改良事業の計画が立っていない地域も多く、活用の見込みは薄いと考える。

他の手法としては、土地と土地の交換分合であり、これを推進するために、平成28年度から土地の交換に係る登録免許税の免除が制度化された。しかし、土

地改良事業と異なり大規模な土地の交換は想定されておらず、移転元地は災害危険区域に指定され、居住を目的とした建築が行えないことから、広範囲での活用は見込めないものと思われる。

赤坂議長：小区画の土地についても網羅した土地利用の方針を定めることは困難であると考え。移転元地のみを対象とした活用方針というのは無理があり、周辺の土地を含め、一団の土地としての活用方針を検討すべきではないか。

事務局：構成員の皆様の御意見を伺いたいが、方針の策定にあたり、移転元地のみを対象として土地利用の方針を定めることは困難であると考えている。

菅原部長：方針の柱の中で、「復旧・復興に資すること」とあるが、何か「復旧」として想定しているものがあるのか。

事務局：特に20km圏内の移転元地については、震災直後の復興計画で農地復旧を目指すとしている土地もあり、叩き台としては既存計画を踏まえ「復旧」としたものである。

赤坂議長：営農再開に関する部分を見ても「旧に復する」ことが困難な土地があることや、「新たな取り組み」などを柱とすることからも、「復興・再生」とするのが適当だと思われる

赤坂議長：農地からの転用手続きは現状でも困難なのか。

事務局：ほ場はほぼ全てが農振農用地であることから、個別の事業による転用は困難である。しかし、本市を含め津波等で従前の土地利用が困難な自治体を対象とした、東日本大震災復興特別区域法が作られ、手続きの特例や簡素化が図られている。本市においては、復興整備計画による農地転用の特例を活用しており、沿岸部のメガソーラーや工業団地などもこの特例を活用している。

赤坂議長：やはり具体的に目を向けるべきは井田川地区だと考えている。平成24年に現地を見た時は、かつての瀧の風景が広がっていた。人口が減少する中で、外部から人を呼び込むことにも限界がある。そのような中で、浦尻貝塚が史跡公園として整備される計画があると聞いており、合わせて井田川浦の新しい土地利用を考えるべきではないか。観光や教育という側面を取り入れつつ、経済的にも利益を享受できるような仕組みとして、浦の形に花畑を整備する案を検討していきたい。

藤田理事：井田川のような平坦な土地とは異なり高低差がある小浜地区などについては、防災林に合わせた林地にするなどの検討が必要であると考えている。

赤坂議長：仙台のようにアイデア公募方式を採用するというのも一つであると思われる。特に細かい土地については、隣接地権者の方などが何かそのような土地の使い道のアイデアを持っているか、確認するということは必要ではないか。

事務局：現在、小高区においてもいくつか地元の方やNPOなどから「このような土地の使い方をしたい」と話を頂いている。市として活用方針を定めていないため、明確に推進はしていないが公募していかなくともこのような声が出ている状況である。

赤坂議長：村上地区については、資料を見る限り跡地利用が大部分決まっているように思わ

れるが、どうか。

事務局：図面には跡地利用ありとして記載しているが、これは現在防災林整備用の資材置き場として利用しているためである。防災林の整備も平成32年度までにすべて完了する計画であるため、以降の土地利用については現在計画がない。

赤坂議長：前川浦の整備計画などは作られているのか。また現在公園の指定などはされているのか。

藤田理事：計画はなく公園としての指定もされていない。震災後手つかずの自然が残されているが、湛水防除施設も完成したため、人為的な公園化は可能だと思われる。

赤坂議長：村上地区も一定のエリアとして考えられる土地であり、今後の検討対象としていきたい。

【その他】

赤坂議長：次回の日程調整の前に、どこまで本チームで定めるのか大枠を整理したい。

事務局：今回検討頂いた移転元地の活用方針は、あくまでも叩き台であり、これを成案として定めたい。その中で方針の中に事例を列記し、策定の折には具体的な各地区の検討が進められるようになる考えである。

赤坂議長：それでは、本日の会議は以上で閉会とする。

(以下余白)